

## 西宮市保育の利用の調整等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等（以下「保育施設」という。）における保育の利用の調整等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱に別段の定めがある場合を除くほか児童福祉法（昭和22年法律第164号）の例による。

(保育の利用の申込書の提出)

第3条 保育施設の利用を希望する児童の保護者は、1日からの利用を希望する場合にあっては利用を希望する月の前々月末日（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは順次繰り上げるものとする。）までに、16日からの利用を希望する場合にあっては利用を希望する月の前月末日（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは順次繰り上げるものとする。）までに西宮市保育の利用に関する規則（平成26年西宮市規則第70号）第3条の規定による申込書の提出及び保育施設の利用を希望する児童の面接を行わなければならない。ただし、12月1日から翌年4月1日までの利用については、市長が別途定める申込期限までに当該申込書の提出及び保育施設の利用を希望する児童の面接を行うものとする。

2 次の各号に定める場合は、前項の規定にかかわらず保育施設の利用を希望する児童の面接を要しない。ただし、児童が安全かつ安心に保育施設を利用するにあたって、市長が児童の面接を要すると認める場合は、この限りでない。

(1) 転所申込の場合

(2) 市内保育施設からの卒園又は閉所に伴う申込の場合

(3) 保育施設の利用を希望する児童が認定こども園を1号認定で利用しており、当該認定こども園の2号認定での利用のみを希望する場合

(4) 0歳児又は1歳児の申込の場合

(5) 第3項ただし書きに該当する場合

3 保育施設の利用申込みを行うことができる者は、西宮市内に居住している者に限られる。ただし、利用の申込みを行うときに利用を希望する日までに本市へ転入すると市長が認める者については、この限りでない。

(利用の調整)

第4条 市長は、前条の規定により申込書の提出を受けた場合は、すみやかに申込書の内容を基に当該児童の状況を調査し、保育施設の利用の可否について当該児童の保護者に通知するものとする。

2 市長は、保育施設の利用を希望する児童が当該利用を希望する保育施設の利用定員を上回る場合には、当該児童の保育の必要性の程度について別表第1から第3までに基づ

き保育施設の利用の調整（以下「利用調整」という。）を行うものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- 3 利用調整の結果、保育施設の利用が認められなかった児童については、原則、申込書に記載された利用希望期間の始期が属する年度の3月末日までの間、引き続き翌月以降においても利用調整を行うものとする。ただし、医療的ケアを必要とする児童については、4月1日入所に限り利用調整を行うものとする。

（管外委託・受託）

第5条 市長は、児童の保護者が西宮市外（以下「管外」という。）の保育施設の利用を希望し、申込書の提出を受けた場合は、希望する保育施設が所在する市町村へ委託協議を行う。この場合、委託期間は当該年度の3月末日までとする。

- 2 市長は、管外の市町村から市内保育施設の利用について委託協議を受けた場合は、市内保育施設の空き状況を勘案し、第3条第3項において利用の申込みを行う者の利用を妨げることのない範囲内で利用調整を行い、受託の可否を通知する。この場合、受託期間は当該年度の3月末日までとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、委託協議を受けた児童が前年度において市内保育施設を利用しており継続して当該保育施設の利用を希望する場合は、第3条第3項において利用の申込みを行う者の利用を妨げることのない範囲内で他の委託協議に優先して受託するものとする。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、保育の利用の調整に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 西宮市保育の実施に関する事務取扱要綱は、廃止する。
- 3 この要綱は、令和元年8月1日から実施する。
- 4 この要綱は、令和2年8月1日から実施する。
- 5 この要綱は、令和3年8月1日から実施する。
- 6 この要綱は、令和4年8月1日から実施する。
- 7 この要綱は、令和5年8月1日から実施する。
- 8 この要綱は、令和6年3月1日から実施する。

別表第1（第4条第2項関係）

## 利用調整基準表

類型	保護者の状況		基準指数(就労(学)日数)			
			週5日以上	週4日	週3日	
就労・就学	外勤 自営(中心者) 就学	1日8時間以上の就労(就学)	90	80	70	
		1日7時間以上8時間未満の就労(就学)	85	75	65	
		1日6時間以上7時間未満の就労(就学)	80	70	60	
		1日5時間以上6時間未満の就労(就学)	75	65	55	
		1日4時間以上5時間未満の就労(就学)	70	60	50	
		1日3時間以上4時間未満の就労(就学)	65	55	45	
	自営(協力者)	1日8時間以上の就労	70	60	50	
		1日7時間以上8時間未満の就労	65	55	45	
		1日6時間以上7時間未満の就労	60	50	40	
		1日5時間以上6時間未満の就労	55	45	35	
		1日4時間以上5時間未満の就労	50	40	30	
		1日3時間以上4時間未満の就労	45	35	—	
	上記に該当しない就労(就学)時間及び就労(就学)日数の場合			30		
内職			30			
出産	要安静	切迫流産等で、要安静と診断された場合	90			
	産前産後8週	出産予定日から起算して8週間(多胎の場合は14週間)前の日が属する月の初日から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日の属する月の末日までの期間	60			
疾病障害等	入院		おおむね1ヶ月以上の入院が必要と診断された場合			105
	居宅内療養	寝たきり	疾病や障害により常時寝たきりの状態にある場合	105		
		精神疾患	精神疾患により、保育に著しく支障をきたす場合	80		
		安静加療	おおむね1ヶ月以上の安静加療が必要と診断された場合	80		
		通院程度	おおむね1ヶ月以上の通院加療が必要と診断された場合	50		
	障害	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級または療育手帳A所持者		105		
		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2・3級または療育手帳B所持者		80		
身体障害者手帳4級以下		60				
介護	常時観察介護	入院や寝たきりの親族を常時介護する必要がある場合	90			
	施設への付添介護	訓練施設等に通所している児童に保護者の付添いが必要な場合	80			
	その他の介護	上記以外の介護形態の場合	50			
災害復旧		震災・風水害・火災その他の災害の復旧に常時あたっている場合	100			
その他	就労内定	就労(学)先が内定している場合(各就労(学)類型の基準指数より-20)	10~70			
	求職中	就労先が決まっていない場合	10			

## 備考

- ※ 複数の類型が重複する場合は、利用調整の対象となる認可保育施設の利用開始日時点の保護者の状況における類型のうち、基準指数と調整指数の合計がより高くなるいずれか一つを適用する。ただし、「就労・就学」及び「その他」の類型が「出産」の類型と重複する場合は、「出産」の類型を適用する(別表第2 No.17の対象者を除く)。
- ※ ひとり親家庭については、保護者の基準指数に110点を合算したものを当該世帯の基準指数とする。
- ※ 一日の就労(学)時間中の休憩時間は、就労(学)時間に含めるものとする。

別表第2 (第4条第2項関係)

## 調整指数

No.	区分	事由	指数	
1	世帯の状況	ひとり親家庭で就労先が決まってない場合	50	
2		両親の死亡、離別及び行方不明等により、父母がいない場合	50	
3		DV・児童虐待により、児童相談所等の関係機関から受入要請があった場合(運営上利用できない場合あり)	150	
4		生計中心者の失業により、その配偶者が生計維持のため、新たに就労を開始する必要があると認められる場合	生計中心者が求職中	140
5			生計中心者が病気療養中	100
6		兄弟姉妹が市内認可保育施設(※1)を既に利用しており、同施設の利用を希望する場合(兄弟姉妹が別々の施設を利用中のため、同施設への転所を希望する場合を含む)(※2)	35	
7		兄弟姉妹が医療的ケア児として市内認可保育施設(※3)に既に内定又は利用しており、同施設の利用を希望する場合(兄弟姉妹が別々の施設を利用中のため、同施設への転所を希望する場合を含む)	45	
8		兄弟姉妹で同時に利用申込をしており、同じ保育施設の利用を希望する場合(※2)	10 (※4)	
9		申込児童が障害児保育を必要とする場合	14	
10		生活保護世帯で、就労による自立支援につながると見込まれる場合	10	
11		父又は母が国内で単身赴任している場合(近隣(※5)の場合を除く)	9	
12		父又は母が国外へ単身赴任している場合	15	
13		64歳以下の同居の祖父母について、就労・病気等の客観書類の提出がない場合	-30	
14	就労状況	育児(産後)休業の終了にあたり職場復帰する場合(転所申込の場合を除く)(※6)(※7)	14	
15		産前産後休業又は育児休業の取得に伴い市内認可保育施設(※3)を退所した児童が、保護者の育児(産後)休業の終了にあたり再び同じ保育施設の利用を希望する場合(当該児童の兄弟姉妹についても本事由の対象とする)	28	
16		自営業者について、事業内容を証明する客観資料の提出がない場合	-20	
17	保育状況	現在児童が在籍している市内認可保育施設(※3)から卒園する場合(施設閉所時を含む)(※8)	35	
18		認可外保育施設又はベビーシッターに週3日以上児童を預けている場合(※9)	9	
19		市外認可保育施設(※3)に児童が在籍している場合(※9)	8	
20		勤務先の託児施設に週3日以上児童を預けている場合(※9)	7	
21		保育所の一時預かりに週3日以上児童を預けている場合(※9)	6	
22	地域型保育事業所又は卒園後の受入れ先となる連携施設等がない保育所若しくは認定こども園に児童が在籍している場合(地域型保育事業所又は卒園後の受入れ先となる連携施設等がない保育所若しくは認定こども園への転所申込の場合を除く)(※9)	5		
23	保留期間	連続する利用保留期間が6ヶ月～11ヶ月となる場合(転所申込の場合を含む)(※10)	6	
24		連続する利用保留期間が12ヶ月以上となる場合(転所申込の場合を含む)(※10)	12	
25	その他	内定後に辞退するなど、利用調整に支障をきたす行為があった場合(※11)	-15	
26		複数回にわたり内定後に辞退するなど、利用調整に著しく支障をきたす行為があった場合	-35	
27		保育料、延長保育料又は食材料費に滞納がある場合	-50	
28		父又は母が、市内認可保育施設(※1)に勤務する又は勤務予定の保育士、保育教諭である場合(転所申込の場合を除く)	55	

## 備考

- ※1 認可保育施設とは、保育所、認定こども園、地域型保育事業所をいう。
- ※2 No.7の対象者は本事由の対象外とする。
- ※3 認可保育施設とは、保育所、認定こども園（2、3号認定での利用のみ）、地域型保育事業所をいう。
- ※4 多胎児の兄弟姉妹で同時に利用申込をしている場合はさらに1点を加点し、以降、多胎児が1人増えるごとにさらに1点ずつ加点する。また3人以上の兄弟姉妹が同時に利用申込をしている場合は1人増えるごとにさらに1点ずつ加点する。
- ※5 市が適当と認める通勤経路により、片道通勤時間が2時間以内と見込まれる場合。
- ※6 休業終了にあたり市内保育所若しくは認定こども園（対象年齢が小学校就学前まで又は卒園後の受入れ先となる連携施設等がある保育所又は認定こども園に限る）への利用申込を行っていたが利用できなかった場合、又は休業終了にあたり市内地域型保育事業所若しくは卒園後の受入れ先となる連携施設等がない市内保育所若しくは認定こども園の利用を開始して市内認可保育施設（※3）への転所申込を行っている場合は、当該休業を取得した勤務先において既に就労を開始していることを条件として、市内保育所又は認定こども園（対象年齢が小学校就学前まで又は卒園後の受入れ先となる連携施設等がある保育所又は認定こども園に限る）への利用が内定するまで本事由の対象とする。
- ※7 No.17の対象者及び卒園後の受入れ先となる連携施設等があることによりNo.17の対象とならない者は、本事由の対象外とする。
- ※8 卒園後の受入れ先となる連携施設等がある場合は本事由の対象外とする。
- ※9 市の認可保育施設の利用基準を満たさない場合、及び、求職、就労内定並びに育児休業期間中については本事由の対象外とする。
- ※10 市の認可保育施設の利用基準を満たさない場合、及び、求職、就労内定並びに育児休業期間中については、当該期間を本事由の算定対象外とする。また、No.14の対象者又はNo.17の対象者は本事由の対象外とする。なお、利用保留期間は、利用保留起算の対象となる事由が確認された後の初回の利用調整において利用又は転所することとなる日を起算点とし、内定辞退後の再申込の場合は再申込についてのみ算定する。
- ※11 No.26の対象者は本事由の対象外とする。
- ※12 No.17～22のうち、該当する事由が2つ以上ある場合は、最も指数の高い項目を適用する。

### 別表第3（第4条第2項関係）

- 1 優先順位の判定は、保護者のそれぞれについて利用調整基準表にあてはめて得られた基準指数と該当する調整指数を合算し、指数上位の世帯を優先する。
- 2 保育の必要性を証明する書類を期限までに提出しない世帯は、利用調整の対象外とする。
- 3 基準指数と調整指数の合計が同点となる場合は、次の順に優先とする。

No.	事 由
1	ひとり親家庭（両親が不存在の世帯を含む）
2	市内認可保育施設（※1）の閉所に伴い利用申込をしている場合（※2）
3	市内認可保育施設（※1）からの卒園に伴い利用申込をしている場合（※2）
4	兄弟姉妹が市内認可保育施設（※1）を既に利用している場合
5	別表第1に定める基準指数が高い世帯
6	世帯における市民税の算定基礎となる課税標準額が低い世帯（※3）

#### 備考

- ※1 認可保育施設とは、認可保育所、認定こども園（2、3号認定での利用のみ）、地域型保育事業所をいう。
- ※2 別表第2 No.17の対象外となる場合は本事由の対象外とする。
- ※3 市民税の対象年度は、利用調整の対象月に係る保育料の算定基礎になる年度とする。また、No.6の事由において同額となった場合は、保育料の算定基礎になる市民税額に係る総所得金額等から所得控除額を減じて算出した額（端数処理前）が低い世帯を優先する。なお、市外からの転入等により、市が市民税額を確認できない者のうち、市の求めがあったにも関わらず、期日までに市民税額を確認できる書類の提出がなかった者については、No.6の事由において最も優先順位が低いものとして取り扱う。

#### 付 則

- 1 改正後の別表については、公布の日から施行し、平成29年4月1日付の入所利用調整より実施する。
- 2 改正後の別表については、平成30年10月1日付の入所利用調整より実施する。
- 3 改正後の別表については、令和2年10月1日付の入所利用調整より実施する。
- 4 改正後の別表については、令和3年10月1日付の入所利用調整より実施する。
- 5 改正後の別表については、令和5年4月1日付の入所利用調整より実施する。
- 6 改正後の別表については、令和6年4月1日付の入所利用調整より実施する。